

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医療人材確保係
内線番号	4716

No.	項目	内容						
①	処分名	特定労務管理対象医療機関の指定						
②	法令名	医療法						
③	法令番号	昭和23年法律第205号						
④	根拠条項	第113条、第118条、第119条、第120条						
⑤	処分権者	京都府知事						
⑥	法令の定め	<p>第百十三条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。</p> <p>一 救急医療 二 居宅等における医療 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療</p> <p>第百十八条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。</p> <p>第百十九条 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。</p> <p>一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師 二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師</p> <p>第二百十条 都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。</p>						
⑦	審査基準	<p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法</p> <p>特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準</p>						
⑧	経由機関名							
⑨	協議機関名							
⑩	標準処理期間	設定していない						
		<table border="1"> <tr> <td>経由期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該処分機関</td> <td></td> </tr> </table>	経由期間		協議機関		当該処分機関	
経由期間								
協議機関								
当該処分機関								
⑫	問合せ	医療課 医療人材確保係 075-414-4716						
⑬	備考							